

■第1回船橋市夜間休日急病診療所指定管理者選定委員会会議録

日 時： 令和8年7月14日（火） 午後8：00～午後8：40

場 所： 保健福祉センター2階 大会議室及びオンライン

出席者： 土居委員、永井委員、高橋委員、小川委員、保坂委員、丸山委員、
安保委員

事務局： 健康政策課

○事務局（健康政策課長）

皆様お揃いになりましたので、定刻前ではございますが、ただ今から「第1回船橋市夜間休日急病診療所指定管理者選定委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回の委員会は設置後初の開催となりますので、委嘱状の交付がございます。
会場参加の委員の方へは席上に配布させていただいております、オンライン参加の皆様へは事前にお送りさせていただいております。

続きまして、本日の会議は会場参集型とオンライン型によるハイブリッド形式での開催となりますので、開催前にご発言の方法について説明をいたします。

まず、ご参集の委員におかれましては、発言の際には挙手等でお知らせください。その後、ご自分のお名前を名乗っていただいたうえで、ご発言いただきますようお願いいたします。

次に、オンラインでご参加いただいている委員におかれましては、ご発言の際はマイクのミュートを解除して呼び掛けていただき、委員長または司会者の指名後に、お名前を名乗ったうえでご発言いただきますようお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、マイクをミュートにしてください。ご発言時以外もマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。カメラはそのままオンのままでお願いいたします。

続きまして、本日の会議の公開についてご説明いたします。本市の会議は、船橋市情報公開条例の規定により、法令等に特別の定めがある場合や、不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合を除いて、原則として公開となっております。このため、本日の会議は、審議の一部を除いて公開するものとしております。

続きまして、資料の確認にうつります。

本日配布いたしました資料は席次表になります。

その他、先日お送りさせていただきました水色のファイルに、募集要項(案)に関する資料がございます。

お手元に資料のほうございますでしょうか。不足等ありませんでしょうか。

ありがとうございます。不足なしということで、進めさせていただきます。

本日の会議は、令和9年4月1日から船橋市夜間休日急病診療所の運営をお願いする指定管理者を指定するにあたっての要件をとりまとめた「募集要項」の審議、および指定管理者候補者を選定するための「選定方法・評価基準」の審議を行うこととしております。

「選定方法・評価基準」の審議につきましては、船橋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する不開示情報が含まれ、船橋市情報公開条例第26条第1項第2号に該当するため、非公開とさせていただきます。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料の赤のインデックス資料6の委員名簿にもとづきまして、各委員をご紹介させていただきます。

まず初めに、船橋市医師会よりご推薦をいただきました、土居 良康委員でいらっしゃいます。

続きまして、船橋薬剤師会からご推薦をいただきました、永井 葉子委員でいらっしゃいます。

続きまして、千葉県税理士会船橋支部からご推薦をいただきました、高橋 幸男委員でいらっしゃいます。

続きまして、船橋市民生児童委員協議会からご推薦いただきました、小川 孝宏委員でいらっしゃいます。

続きまして、船橋市PTA連合会からご推薦をいただきました、保坂 真紀子委員でいらっしゃいます。

続きまして、行政側の委員をご紹介いたします。

丸山 尚嗣船橋市病院局長でいらっしゃいます。

同じく、安保 壮一郎船橋市健康福祉局長でいらっしゃいます。

以上が本委員会の委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、私は事務局を務めます、健康政策課長の櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして「次第4」の委員長を選出を行います。

赤のインデックス資料４の選定委員会設置要綱の第４条では、委員長を選出は、委員の方の互選となっております。

それでは、委員長の選出をお願いしたいと思います。

どなたか、推薦のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○保坂委員

PTA 連合会の保坂です。

医師であり、医療現場に対して造詣が深い土居委員が適任であると思いますがいかがでしょうか。

○事務局（健康政策課長）

ただいま、保坂委員より、委員長に、土居委員とのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしとのことですので、委員長は土居委員をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事の進行は委員長へお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土居委員長

ただいま委員長の職をあずかりました、土居と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さっそくではございますが、職務代理の指名を行いたいと思います。船橋薬剤師会の永井委員がふさわしいと思います。永井委員、いかがでしょうか。

○永井委員

はい、承知いたしました。

○土居委員長

よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の傍聴についてです。

傍聴ご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（健康政策課長）

事務局でございます。

本委員会において、傍聴者定員を５名として市のホームページに掲載させていただきました。なお、本日は傍聴希望者がおりませんでした。以上、ご報告いたします。

○土居委員長

ありがとうございます。

傍聴人はいないということですので、会議を続けたいと思います。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。

次第５、募集要項（案）の内容について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（健康政策課長補佐）

事務局、健康政策課長補佐の高橋でございます。

それでは、募集要項（案）の説明に入る前に、当選定委員会を実施するにあたっての留意事項をご説明いたします。

ファイルの次第の次のページ「船橋市夜間休日急病診療所指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について」をご覧ください。

船橋市では、平成１７年度から指定管理者制度を導入しております。

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会を開催することとしておりますが、この選定委員会については、選定のプロセスの透明性を確保するため、選定委員の方が申請者または指定管理候補となる団体の代表をつとめる、あるいは理事や監事など団体の意思決定に関わる立場にある場合、選定委員の立場を辞退していただくこととしております。この点につきまして、本日ご出席いただいた委員の皆様は、これに該当しないものと考えております。

それでは、「次第５」の募集要項（案）の説明に入らせていただきます。

赤のインデックスの資料１「船橋市夜間休日急病診療所指定管理者募集要項（案）」をご覧ください。

こちらの要項は、夜間休日急病診療所の管理者を指定するにあたり必要となる事項をまとめたものとなっております。

まず表紙を１枚めくっていただきまして目次をご覧ください。審議の順をご説明いたします。まず、冒頭から「１１ 指定管理者募集に関する事項」までをご説明いたします。次の「１２ 指定管理者候補者の審査・選定等」の（１）から（４）までは不開示情報を含む審議となりますので、後に回させていただきます。次に「１２（５）審査結果の通知及び公表について」から最後の「１６」までをご説明し、ご審議いただきます。審議が終わりましたら、改めまして、「１２ 指定管理者候補者の審査・選定等」の（１）から

(4) までについてご説明しますので、ご審議いただきます。

それでは募集要項(案)を説明いたします。皆様には事前にお配りさせていただいておりますので、要点を説明いたします。

まずは4ページ「募集要項等一覧表」をご覧ください。

「募集要項等」は、今ご覧いただいている募集要項のほか、添付資料が1から10、申請書類が1から7までございます。

続いて、5ページをご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、本市では平成17年度より指定管理者制度を導入し、夜間休日急病診療所は平成24年度より指定管理者制度を導入いたしました。令和9年3月31日をもって現在の指定期間である5年が経過することから、令和9年4月以降の指定管理者を改めて選定することとなります。

次に「1 指定管理者が行う管理の基本方針」として、診療所の役割、管理の基本方針を記載しております。

夜間休日急病診療所は、夜間及び休日における急病患者に対し応急的な診療を365日提供することを役割としております。

「2 施設の概要」に、船橋市夜間休日急病診療所の施設の概要を記載しております。

続いて、「3 指定管理者が行う業務」についてです。

指定管理者が行う業務の範囲は、船橋市夜間休日急病診療所条例の第4条及び第6条に規定しております。

続いて、7ページをご覧ください。「4 診療所の診療日等」です。

「(1) 診療日、診療科目、診療時間」について、日曜日、祝休日、年末年始は、午前9時から午後5時まで、午後6時から翌日の午前6時まで、小児科の診療を実施いたします。また、午後9時から翌日の午前6時まで、内科および外科の診療を実施いたします。土曜日については、午後6時から翌日の午前6時まで、小児科の診療を実施し、午後9時から翌日の午前6時まで、内科および外科の診療を実施いたします。月曜日から金曜日の平日については、午後8時から翌日の午前6時まで、小児科の診療を実施し、午後9時から翌日の午前6時まで、内科および外科の診療を実施いたします。

続いて、「(2) 診療時間の変更等について」です。条例の規定により、指定管理者は必

要があると認める時に、事前に市長の承認を得て、恒常的に診療開始時刻および診療終了時刻を変更することができます。この場合、変更後の診療開始時刻および診療終了時刻を規則で定める必要があります。ただし、臨時の変更の場合は、規則に定めることを必要としないため、市長に対して申請をしていただき、市長の承認を得ることで診療時刻等の変更ができることとしております。

次に「５ 指定期間」ですが、指定管理者による管理の期間として、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間で予定しております。ただし、市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

次に「６ 選定方法」につきまして、夜間休日急病診療所は夜間及び休日における一次救急医療を担っており、船橋市医師会等に所属している医師により、当番制での診療を行っております。そのため、船橋市医師会所属の医師を取りまとめる役目が必要となることから、船橋市と船橋市医師会が共同で出捐して設立した公益財団法人船橋市医療公社が引き続き管理運営することとして、募集方法は非公募といたします。

次に「７ 管理運営に関する経費等」についてです。診療費等の収入の取扱いと市から指定管理者に支払う指定管理料について、その他診療所を管理する上での経費について記載しております。

夜間休日急病診療所の運営にあたっては利用料金制を採用し、診療費等の収入については原則として指定管理者の収入といたします。しかしながら、運営にかかる支出が収入を上回ってしまう場合は、市が指定管理料を支払います。具体的な指定管理料の金額については現在財政部門と協議中でございます。

次の９ページの（４）から（７）では、施設の修繕・備品の管理・光熱水費等について定めております。

続いて、１０ページ「８ リスク分担」では、指定期間内における法制度変更・自然災害等の主なリスクについて、市と指定管理者のどちらが分担するのかについて記載しています。

続いて、１１ページ「９ 業務評価」として、モニタリングを実施し、夜間休日急病診療所の管理運営が適正かつ安定的に行われているか、あらかじめ定めたサービス水準を維持、もしくは向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、業務実績の評価を実施します。こちらの評価については、「（４）評価結果の公表」に記載のあるとおり、市ホー

ムページにて結果を公表するとともに、改善をすべき事項については指定管理者に速やかな改善を指示することとなります。

11ページから14ページにかけての「10 その他管理運営にあたっての留意事項」では、関係法令等の遵守、損害賠償請求等への対応、市への報告等について記載しております。

次に、14ページ「11 指定管理者募集に関する事項」についてです。

(1)スケジュールにつきましては、次の15ページに今後の選定及び選定後のスケジュールを記載しています。募集要項については7月31日から配布、申請書類を受付いたします。書面審査と面接審査を10月に実施し、そこで決定した指定管理者候補者について令和8年第4回定例会にて指定の議案を提出する予定となっております。

(2)から(3)では、申請資格、申請の手続き、失格事項など募集手続きの詳細について記載しております。

次に19ページ「12 指定管理者候補者の審査・選定等」をご覧ください。

(1)から「(4) 評価基準」までは、先ほどご説明申し上げたとおり、不開示情報を含む審議となりますので、後程ご説明いたします。

21ページをご覧ください。

「(5) 審査結果の通知及び公表について」に記載のとおり、審査の結果については速やかに申請者に書面で通知するとともに、市ホームページ等により公表する予定となっております。

続きまして、22ページの「13 指定管理者との協定の締結」、「14 指定の取消し等」、23ページの「15 業務の引継ぎ」では、指定管理者指定後の協定に関することや指定の取消等の規定に関することについて記載しております。

事務局からの「募集要項(案)」に関する説明は以上です。委員長よろしく願いいたします。

○土居委員長

ただいま事務局から、指定管理者の募集要項(案)について説明をいただきました。それでは、次第5の募集要項(案)の審議にうつります。

今回、審議を非公開としている選定方法・評価基準の審査以外の部分につきましては、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。何かございますでしょうか。

○小川委員

確認したいのですが、非公開と非公募の違いについて改めて説明してください。非公募でも、応募してくる団体はいらっしゃるんですか。

○事務局

事務局でございます。

小川委員のご質問に対してですけれども、非公開というのは当委員会での審議について選定方法等の仕方に関して、今回非公開として、審議していただくということですので、この点は当委員会の中だけの話とさせていただきますこととなります。

非公募については、先ほどお話しさせていただいた「船橋市医療公社」を非公募で選定することなので、その方が応募することになってくるかと思います。

以上でございます。

○小川委員

わかりました。

○土居委員長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

それでは、募集要項については本内容で進めたいと思います。

それでは、次第6に入らせていただきたいと思います。今話題になりました選定方法・評価基準（案）の内容について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

-----非 公 開-----

○事務局（健康政策課長）

事務局でございます。今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

本日は皆様にご審議いただきました募集要項及び選定方法・評価基準を成案とさせていただいて、配布をさせていただきます。

次回選定委員会は、10月上旬の開催を予定しております。詳細な日時につきましてはまた改めましてご連絡させていただきます。次回の内容としましては、今回皆様にご審議をいただいた評価基準をもとに、申請者が事業計画書等を作成し提出いたしますので、その内容の評価をしていただくことになります。

また、第3回の面接審査は10月中旬を予定しております。こちらも詳細な日時につきましては改めましてご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事内容につきましては、事務局で議事録を作成し、皆様にお送りさせていただきます。大変お手数ではございますが、お手元に届きましたら、議事内容についてご確認いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。委員長よろしくお願いいたします。

○土居委員長

ありがとうございました。

委員の皆様から、他に何かございますでしょうか。

それでは、本日の議題はすべて終了となります。

皆様のご協力のもと、だいぶ早く終わりました。ありがとうございます。

第1回船橋市夜間休日急病診療所指定管理者選定委員会を終了とさせていただきます。
お疲れ様でした。